

～まん延防止等重点措置の実施に伴う感染対策について～

新型コロナウイルス感染症対策 鹿島市対応方針

1月7日に発出された首都圏の1都3県を対象とした緊急事態宣言は、その後11都府県にまで広がり、3月21日まで延長されました。

その後も地域によっては感染者が増加しており、まん延防止等重点措置が実施される都府県も拡大しつつあります。

佐賀県でも連日、感染者は確認されており、変異株による感染も確認されるなど予断を許さない状況と言えます。

このような状況を踏まえ、鹿島市における新型コロナウイルス感染症対策の対応方針を改訂しました。

市民の皆様には、状況に応じた社会生活を心がけていただくとともに、これからも下記【**感染防止対策**】をはじめとした基本的な感染予防（マスク着用、手洗い、3密を避けるなど）も常に意識していただくようお願いします。

【感染防止対策】

イベント実施、施設利用等に当たっては、次の感染防止対策を施す。

- ①発熱や風邪のような症状のある方については、参加・利用を見合わせる
- ②参加者への手洗い、マスク着用の徹底
- ③会場入口にアルコール消毒液の設置 等

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に感染された方やその家族、濃厚接触者が、偏見による嫌がらせを受けたり、不当な差別をされる等、人権侵害に当たるような事例が県内で確認されています。

新型コロナウイルスは、誰が感染してもおかしくない状況になってきています。感染予防を徹底していただくとともに、感染者・家族・濃厚接触者を詮索することや、不確かな情報を広めるという行為は、厳に慎んでいただくようお願いします。

●鹿島市の対応方針

【外出について（市民の皆様へ）】

感染者が増加している大阪府、京都府、兵庫県及び首都圏1都3県との不要不急の往来及び会食は、自粛してください。

その他、あらゆる外出について、基本的な感染防止対策を徹底し、常に感染リスクを意識した行動をお願いします。

【会食について（市民の皆様へ）】

県内においても、会食の際は【感染防止対策】とともに、次のことを徹底してください。

- ・飲酒をするのであれば
 - ①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・正面や真横はなるべく避ける。
- ・会話するときはなるべくマスク着用。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドラインを遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

【市主催のイベント・催しについて】

国から示された「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年4月9日付内閣府事務連絡）」に基づき、各業界・団体等が作成している「業種別ガイドライン」を踏まえて判断する。

市がイベント・催しを主催する場合は、国の考え方とともに、開催場所となる施設の類型に応じて各業界・団体等が作成している「業種別ガイドライン」を必ず確認し、開催の可否、開催方法の検討を行うこと。

イベント開催の考え方（令和3年2月末まで） 抜粋 【】内は鹿島市が追記

(1) コンサート、演劇、スポーツイベント等の各種イベント

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置（別紙3及び別紙4）がイベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、下記の①人数上限【鹿島市の場合5,000人】と②収容率要件による人数のいずれか小さいほうを限度とする。

①人数上限の目安

- ・5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限【鹿島市の場合5,000人（収容定員が10,000人を超えるような施設はないため）】

②収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（クラシック音楽コンサート等）

- ・収容定員が設定されている場合、収容率の上限を 100%とする
- ・収容定員が設定されていない場合、密が発生しない程度の間隔を空ける

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等（ロックコンサート、スポーツイベント等）

- ・収容定員が設定されている場合、収容率の上限を 50%とする

※異なるグループ又は個人間では座席を 1 席は空ける。同一グループ（5 名以内）内では座席等の間隔を空ける必要はなし。参加人数は収容定員の 50%を超えることもある。

- ・収容定員が設定されていない場合、十分な人と人との間隔（1m）を空ける

(2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等のイベント

①全国的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なイベント

中止を含めて慎重に検討。開催する場合は人と人との間隔（1m）を設けるよう検討。

②全国的な人の移動が見込まれない地域の行事等で参加者がおおよそ把握できるイベント

人数制限なし、適切な感染防止策※の実施、参加者の連絡先等の把握を徹底【※【感染防止対策】のほか接触確認アプリ（COCOA）の活用、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛など】

【民間や実行委員会形式でのイベント・催しについて】

- 主催者判断となるため、一律の中止要請等を行わない。主催者から相談があった場合は、
- ・国から示された「3 都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 4 月 9 日付内閣府事務連絡）」
 - ・各業界・団体等で作成されている「業種別ガイドライン」
 - ・【市主催のイベント・催しについて】に基づく市の対応
- などの判断材料を提示し、主催者側で判断していただく。

【市有施設の管理運営等について】

施設の類型に応じて、各業界・団体等で作成されている「業種別ガイドライン」に沿って運営する。利用者に対しては、【感染防止対策】について掲示や呼びかけを行い、理解と協力を要請する（県内・県外など居住地による利用制限等を行わない）。